# 1 栃木市介護予防・生活支援サービス基準について

# 栃木市介護予防・生活支援サービスにおける訪問型サービス

"5"   1"   P   1   Q   3   P	」・土心又族サーレ人にのける副向至サ	
種別	訪問介護相当のサービス	基準緩和訪問型サービス (訪問型サービスA)
サービス 内容	●身体介護(入浴・排泄・食事の介助) ○生活援助(掃除や整理整頓) ○生活必需品の買い物 ○食事の準備や調理 ○衣類の洗濯や整理 ○薬の受け取り など	<ul><li>○生活援助(掃除や整理整頓)</li><li>○ゴミの分別やゴミ出し</li><li>○生活必需品の買い物</li><li>○食事の準備や調理</li><li>○衣類の洗濯や整理</li><li>※身体介護の提供はなし</li></ul>
提供時間	1回60分程度	1回45分未満
提供者	指定事業者 (H30.3.31 までみなし指定)	指定事業者(新規に市が指定)
従事者	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 (現行の介護予防訪問介護と同様)	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 及び 市が指定する研修の修了者
単価	【現行の介護予防訪問介護と同様】 訪問 I (週1回) 1,168 単位/月 訪問 II (週2回) 2,335 単位/月 訪問 II (週2回以上) 3,704 単位/月 ※加算についても現行同様	【介護予防訪問介護の90%】 訪問 I (週1回)1,051単位/月 訪問 I (週2回)2,102単位/月 訪問 II (週2回以上)3,334単位/月 加算 初回加算のみ 200単位/月
(基準)	予防給付の基準を準用	人員を緩和した基準
人員	①管理者 常勤・専従1人以上(兼務可) ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 (資格要件:介護福祉士、介護職員初 任者研修等修了者) ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員 等のうち利用者40人に対し1人以上。 (資格要件:介護福祉士、介護職員初 任者研修等修了者)	①管理者 専従1人以上(兼務可) ②従事者 必要数 (資格要件:介護福祉士、介護職員初任 者研修等修了者、 その他市が指定する研修の修了者) ③訪問事業責任者 従事者のうち必要数 (資格要件:従事者に同じ)
設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する 専用の区画 ②必要な設備・備品
運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の 管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①運営規程(生活援助のみ)等の説明・ 同意 ②提供拒否の禁止 ③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の 管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等

# ※単価1O.21円(7級地)

# 栃木市介護予防・生活支援サービスにおける通所型サービス①

	アル・エル文法グ しろにのける地が主グ		
種別	通所介護相当のサービス	基準緩和通所型サービス (通所型サービスA)	
サービス 内容	●入浴・食事 〇生活機能向上のための機能訓練 〇レクリエーション など	〇運動         〇レクリエーション         ※入浴の提供はなし、食事は希望により         提供可         ※送迎あり	
提供時間	平均 3 時間以上 9 時間未満	平均 2 時間以上 4 時間未満	
提供者	指定事業者(H30.3.31 までみなし指定)	指定事業者(新規に市が指定)	
従事者	看護師、機能訓練指導員、生活相談員 (現行の介護予防通所介護と同様)	〜15 人専従1以上 (資格要件なし)	
単価	【現行の介護予防通所介護と同様】 要支援1相当 1,647単位/月 要支援2相当 3,377単位/月 ※加算についても現行同様	【現行の介護予防通所介護の80%】 要支援1相当 1,318単位/月 要支援2相当 2,702単位/月 ※加算なし	
(基準)	予防給付の基準を準用	人員を緩和した基準	
人員	①管理者 常勤・専従1人以上(兼務可) ②生活相談員等 専従1人以上 ③看護職員 専従1人以上 (定員10人以下の場合は、看護職員又は 介護職員いずれか1人以上) ④介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に 専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ⑤機能訓練指導員 1人以上	①管理者 専従1以上(兼務可・資格要件なし) ②従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 (資格要件なし)	
設備	<ul><li>① 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li><li>② 静養室・相談室・事務室</li><li>③ 消火施設その他の非常災害に必要な設備</li><li>④ 必要なその他の設備・備品</li></ul>	<ul><li>① サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上)</li><li>② 消火設備その他の非常災害に必要な設備</li><li>③ 必要なその他の設備・備品</li></ul>	
運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①運営規程(生活援助のみ)等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	

※単価1O. 14円(7級地)

栃木市介護予防・生活支援サービスにおける通所型サービス②

種別	短期集中通所型サービス			
サービス	・通所時のみならず在宅時にも生活機能の向上を実現するための短期集中的な			
内容	機能訓練等			
	※ADL(歩行や排泄、入浴、食事、着替えなどの日常生活動作) I ADL(買			
	物、洗濯、掃除などの手段的日常生活動作)の改善に向けた支援を短期集中的			
	に実施する。			
	・ 2時間程度(別途送迎あり)			
	※利用期間は3~6ヶ月間			
	※利用回数は週1回以上			
利用者の	・短期間(3ヶ月程度)の集中介入によって生活機能改善が見込まれる方。			
状態像				
提供者	委託業者			
従事者	• 理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、機能訓練指導員、看護職員等生			
	活機能を改善するための運動器の機能向上及び生活行為向上にかかわる専門			
	的知識を有し、安全にプログラムを提供できる職員を配置する。			
	・利用者10人に対し1人以上の専門職員を配置し、かつ、リスク管理のため			
	看護職員1人以上配置すること。			
利用者負担	個人負担300円(事業所が徴収)			
設備	・サービスを提供するための場所を有し、必要な設備及び備品を備え、消火設			
	備その他の非常災害に際して必要な設備を設置する。			
	・サービスを提供する面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以			
	上とする。			
運営基準	・従事者の清潔保持・健康状態管理			
	• 従事者又は従事者であった者の秘密保持			
	・事故発生時の対応			

# 2 事業者の手続きについて

栃木市では、平成29年4月から、「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)」に移行し、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、「総合事業」の「訪問(通所)介護相当サービス」に移行します。また、国が定めた基準を緩和した「緩和した基準による訪問型(通所)サービス」が始まりました。

それに伴い、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」事業者が行わなければならない 手続き等がありますので、遺漏のないようお願いします。

# (1) 事業者の指定について

本市の総合事業の実施として、予防給付と同様な指定事業者制度等を導入します。 そのため、サービスを提供し、市から事業費の支払いを受けるためには、市へ申請し、 事業者として指定が必要になります。

ただし、円滑な移行を図るため、県が指定している介護予防事業者(訪問介護・通所介護)を、市の総合事業の指定事業者とみなす経過措置(以下「※みなし指定」)を講じています。そのため、事業者の指定時期により、下記の対応となります。

指定時期	訪問(通所) 介護相当サービス	基準緩和型サービス
平成27年3月31日までに 「介護予防」の指定を 受けていた事業所 (※みなし指定)	申請不要	申請必要
平成27年4月1日以降に 「介護予防」の新規指定 を受けた事業所	申請必要	申請必要

#### ※みなし指定(介護保険法改正法附則第 13 条)

総合事業への移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業(国基準相当サービス)による指定事業者の指定をみなす。

⇒ 平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防の指定を受けた事業者は、みなし指定の適用を受けないため、別途、栃木市へ訪問(通所)介護相当サービスの指定申請が必要です。

#### ① 平成27年3月31日までに指定を受けた事業者

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで「みなし指定」を受けていますので指定申請は不要です。

平成30年4月以降、訪問(通所)介護相当サービスの提供を行う場合は、栃木市へ

指定基準の申請が必要です。申請につきましては、改めてご連絡します。

# ② 平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者

平成29年4月1日までに指定申請が必要になります。

③ 緩和した基準による訪問型(通所)サービスの指定を受ける事業者 指定申請が必要になります。

# ②の指定申請の提出期限

申請	指定日
指定の前々月の15日	毎月1日付

(申請先) 〒328-8686

栃木県栃木市万町9番25号

栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係 (2階)

メールアドレス: houkatsu@city.tochigi.lg.jp

申請(※)の際は、事前相談が必要な場合がありますので、市 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係に電話予約(0282-21-2247)してからおいでください。

本市の指定事業所は6年毎に指定の更新が必要となります。

他市で総合事業の指定をすでに受けられている場合でも,栃木市の被保険者へ総合事業のサービスを提供する場合には栃木市への指定申請が必要となります。

#### (2) 変更の届出等

事業所の廃止、休止または再開する場合は、その日の1ヶ月までに届出(※)が必要になります。届出内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に届出が必要です。

#### (3) その他

指定申請業者は、栃木市で定める要綱等(※)で定める指定基準(人員・設備・運営基準)に従い、サービスを提供しなければなりません。必ず、熟読し、理解した上で申請してください。

栃木市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超える場合は申請を 却下することがあります。

# 3 総合事業の請求について

本市の総合事業の審査及び支払いについては、現在の予防給付と同様に、栃木県国 民健康保険連合会に委託をします。請求方法は、予防給付と同様です。

原則平成29年4月に一斉移行(請求コード頭は「A」に)※ ※何らかの理由で移行できない場合は、平成29年9月までに移行予定

- ◆ 平成29年3月に介護予防訪問(通所)介護の給付サービスを利用している方が、マネジメントの結果、4月のサービス利用に関しプラン変更がない場合、4月からは介護予防・生活支援サービスの国基準の「訪問(通所)介護相当サービス(予防給付)相当サービス」として提供。
- ◆ 介護予防・生活支援サービスの報酬については、従来どおり栃木県国民健康保険 連合会を経由して請求するものとします。4月分の報酬から、本市の**介護予防・日 常生活支援サービスのサービスコード**で請求

(1) 本市の介護予防・日常生活支援サービスのサービスコードについて

事業所種別	訪問(通所) 介護相当サービス	基準緩和型サービス
平成27年3月31日までに 「介護予防」の指定を 受けていた事業所 (※みなし指定)	訪問介護 A1 通所介護 A5 (H30.3.31 まで)	訪問介護 <b>A 2</b> 通所介護 <b>A 6</b>
平成27年4月1日以降に 「介護予防」の新規指定 を受けた事業所	訪問介護 A 2 通所介護 A 6	一

※詳細は、「栃木市サービスコード表」をご覧ください。

※栃木市版介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ (CSV ファイル)を市ホームページに掲載しています。

# (2) サービス種類コードと事業所番号について

# ◆ A1・A5 【訪問(通所)介護相当サービス(みなし)】

平成27年3月31日までに、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を 受けている事業所が使用するサービスコードになります。

# ◆ A2・A6 【訪問(通所)介護相当サービス(独自)】

平成27年4月1日以降に、現行相当のサービスの指定を受けた事業所が使用するサービスコードになります。

基準緩和型サービスもこちらのサービスコードを使用します。

# (3)地域単価について

栃木市:平成27~29年度まで7級地

訪問介護	A 1	事業所所在地 の地域単価	A 2	10.21円
通所介護	A 5	"	<b>A</b> 6	10.14円

#### (4) 利用限度額について

サービスについては、給付管理を行います。

要支援認定を受けた方については、現在適用されている予防給付の利用限度額の範内で、給付と現行相当サービスを一体的に給付管理します。

基本チェックリストにより事業対象者と判断された方については、予防給付の要支援1の利用限度額と同額とします。

利用者区分	認定	支給限度額
事業対象者	無	5003単位
要支援1	有	3003単位
要支援 2	有	10473単位

#### (5) 利用者負担について

利用者負担は、現在の介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得者は2割)と同様です。「**負担割合証」を確認してください。** 

また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する「高額介護(介護予防)サービス費」相当事業を実施し、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減」も対象になります。

なお、保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時に実施される給付制限と同様の措置については、介護保険法に規定がなく、重度化予防という総合事業の趣旨から当面、適用しません。

# (6) 総合事業の請求関係様式(予防給付費との違い)

請求

サービス種類	請求書	明細書	
介護予防給付費	様式1 介護給付費請求書	様式2の2	
介護予防・日常生活	様式1の2 (資料2)	様式2の3(資料3)	
支援総合サービス費	介護予防・日常生活支援総	介護予防・日常生活支援総	
	合費請求書	合費明細書	

#### 過誤

介護給付費と同様式(資料4)

【申し事由コード】※様式番号10

# 【総合事業について】

◆ 厚生労働省ホームページ

介護予防・日常生活支援総合事業の資料が掲載されていますので、ご利用ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html

## 【総合事業請求について】

◆ 栃木県国民健康保険団体連合会

栃木県国民健康保険団体連合会ホームページ内の「介護サービス事業者のみなさまへ」「介護保険制度関係資料」「平成28年4月施行分」ページ内に、各種届出の様式、請求の手引きなどを掲載していますのでご利用ください。

介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料 HP

http://www.tochigi-kokuho.jp/kaigo/05-h28.html

# 4 法人の定款の変更及び事業所の運営規程等の作成について

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「介護予防サービス」とは別のサービスです。 そのため、法人の定款の変更や事業所の運営規程及び重要事項説明書の作成等が必要 です。

#### (1) 法人の定款

次の記入例を参考に、総合事業を行う旨を目的に位置付けてください。

# 記入例

「介護保険法に基づく指定介護予防・日常生活支援総合事業」(※)

※基準緩和型サービスも含まれる。

「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、<u>平成30年3月31日まで</u>は事業を実施する可能性があるため、それまでは削除しないでください。

平成27年3月までに指定された事業所についても、平成29年4月1日以降に総合事業を行う場合、あらためて変更が必要です。

平成27年4月以降に指定を受けた事業所については、平成29年4月1日以降に総合事業を行う場合、それまでに変更が必要です。

社会福祉法人等は、定款の変更に当たって所管する行政機関に事前確認が必要です。

## (2) 運営規程・重要事項説明書

#### ア) サービス等の表記の変更

タイトルも含め、現在の運営規程や重要事項説明書で使用されている表記を次のように変更する必要があります。

#### 【変更例】

変更前	変更後
要支援	要支援・事業対象者
介護予防訪問介護	第1号訪問事業
介護予防通所介護	第1号通所事業
介護予防サービス計画	介護予防サービス・支援計画
介護予防訪問計画	第1号訪問サービス計画
介護予防通所計画	第1号通所サービス計画
サービス提供責任者	○サービス提供責任者
	(訪問(通所)介護相当サービス)
	○訪問事業責任者
	(基準緩和型サービス)
介護予防サービス計画に基づき	総合事業によるサービス計画

※平成30年3月31日までは介護予防サービスを実施する可能性があるため、それまでは次のような表記でも差し支えありません。

- ・「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護および第1号訪問事業」
- ・「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護および第1号通所事業」
- ・「介護予防訪問計画」⇒「介護予防訪問計画および第1号訪問サービス計画」
- ・「介護予防通所計画」⇒「介護予防通所計画および第1号通所サービス計画」
- ・「介護予防サービス計画に基づき」⇒「介護予防サービス計画または総合事業によるサービス計画に基づき」「介護予防サービス計画等に基づき」

# イ) 文中で引用する要綱等について

文中に法令等を引用している場合、変更が必要な表記について確認し、適切に修 正等を行ってください。

#### 【変更例】

変更前	変更後
厚生労働大臣	厚生労働大臣又は栃木市長が定める

#### 栃木市関係法令(※)

- 「栃木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」(総合事業要綱)
- ・「栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」(訪問・通所基準要綱)
- ・「栃木市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要綱」 (事業者指定要綱)

#### ウ)利用料金等について

概ね現在の介護予防サービスの料金と変更はありませんが、基準緩和型等サービス については変更があるため、サービス提供を行うと判断される場合は、その内容を反 映させてください。

#### エ) 運営規程の作成及び届出について

すべての事業所において、平成29年4月1日を施行日とする運営規程を作成する必要がありますが、平成27年3月31日時点で指定を受けていた「みなし指定」の事業者については、市への届出は不要です。(県への届出は必要です。)

平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は、総合事業の指定申請を行う際、申請書類に添付して提出してください。平成29年4月1日以降に新規の指定を受ける事業者についても同様です。

# オ) 要介護者向けと要支援者等向けの切り分け

これまで、要介護者用と要支援者用を共用で作成していた事業所は、それぞれ分けて作成する必要があります。

- ・(介護予防)訪問介護⇒「訪問介護」と「介護予防訪問介護」「第1号訪問事業」
- ・(介護予防)通所介護⇒「通所介護」と「介護予防通所介護」「第1号通所事業」 平成30年3月31日までは介護予防サービスを提供する可能性がありますの で、それまでは「○○介護」「介護予防○○介護および第1号○○事業」としても差 し支えありません。

# (3) 契約書

# ア) サービスの表記の変更

「(2)運営規程、重要事項説明書」を参考に、現在の契約書で使用されている表記 を適切に変更してください。

#### イ)契約について

利用者は、現在介護予防サービスの利用者ということになるため、総合事業のサービスを新たに利用する場合は、サービス開始までに総合事業の契約を締結してください。

予防給付と同様に、指定事業者は、<u>利用者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意をいただいたうえで、サービス提供が開始されることが必要です。</u>

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者(要支援者)※	再契約	(再)同意
新規(要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※既利用者とは、平成29年3月以前より予防給付(例:訪問介護・通所介護)を利用している場合

総合事業の移行にあたっては、担当の介護支援専門員と連携をとり サービス利用者の状況を確認するようにしてください。

※申請書類、届出書類、関係法令、契約書(案)等につきましては、市地域包括ケア推進課ホームページに掲載いたします。